

被相続人X(夫)
プラスの財産4000万円
マイナスの財産3000万円

妻A
法定相続分1/2
遺留分 $1/2 \times 1/2 = 1/4$



交際相手Dへ
3000万円生前贈与



遺留分侵害額
請求できるの？

子B、C
法定相続分 $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ずつ
遺留分 $1/2 \times 1/4 = 1/8$ ずつ